

供託規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

供託手続の簡素化による利用者の負担軽減等を図るため、供託規則（昭和34年法務省令第2号。以下「規則」という。）について、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 規則本文の改正

規則本文について、別添供託規則の一部を改正する省令案のとおり改正する。

(2) 規則第24号書式から第26号の2書式まで、第30号書式及び第31号書式につき、以下の改正を行う。

ア 任意的記載事項として会社法人等番号欄を追加。

イ 請求書欄外の備考の文言につき、「寸法」を「大きさ」に、「A列4」を「A列4番」に変更。

ウ 「受附」を「受付」に、「受附番号」を「受付番号」に変更（規則第24号書式、第26号書式及び第31号書式に限る）。

エ 「請求者の住所氏名印」を「請求者の住所氏名等」に変更（規則第26号書式及び第31号書式を除く。）。

オ 代理人が請求する場合の注意事項につき、代理人が押印する旨の記載を削除（規則第26号書式及び第31号書式を除く。）。

カ 受取人氏名及び代理人の氏名の㊟を削除（規則第25号書式及び第30号書式に限る。）。

キ 元本合計額欄の下部の注意書きにつき、元本合計額の冒頭に押印する旨の記載を削除（規則第25号書式に限る。）。

(3) 規則第32号書式から第34号書式までにつき、以下の改正を行う。

ア 「申請する」を「申請します」に変更。

イ 申請人の氏名の㊟を削除。

ウ 「印鑑証明書を添付するときは、押印が必要です（委任による代理人を除く）。」との文言を追加。

エ 任意的記載事項として会社法人等番号欄を追加。

オ 提出先となる供託所の記載につき、「出張所」を削除。

3 施行期日

令和5年9月頃を予定